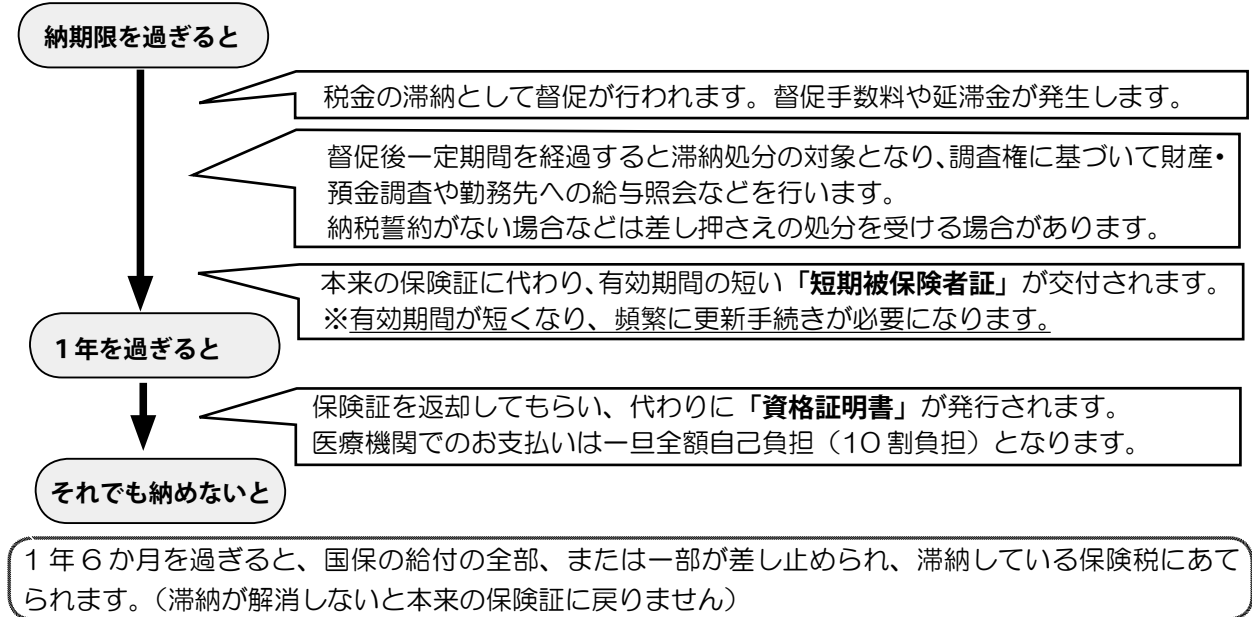


● ○ 国民健康保険のお知らせ ○ ●

◆ 国保税は納期限までに納付願います

国民健康保険税を滞納していると、高額療養費の限度額適用認定が受けられなくなる場合があります。さらに特別な事情もなく滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます。



＜＜納付が困難な場合はご相談ください＞＞

収入の減少などやむを得ない事由がある場合は、保険税の納税相談などを行っておりますので、滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

◆ 問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

● ○ 医療助成のお知らせ ○ ●

◇ 北海道医療給付助成事業の受給者の皆さんへ

重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等の各医療助成を受給している方がお持ちの受給者証の有効期限が9月末となっています。10月から使用いただく受給者証は9月下旬に郵送いたしますのでお知らせします。

なお、助成区分は平成28年度の世帯の町・道民税の区分で決定されます。受給者の方で所得申告をされていない方、または1月2日以降転入された方で保健課に所得課税証明書の提出をまだされていない方は、至急手続きをしてください。

● 各医療費助成内容（受給者の医療機関窓口での負担割合です）

助成区分	町・道民税が非課税の世帯 受給者証に『○初』と印字されています	町・道民税が課税の世帯 受給者証に『○課』と印字されています
各医療助成共通	医科の場合：初診料 580 円を窓口で負担 歯科の場合：初診料 510 円を窓口で負担 柔整の場合：初診料 270 円を窓口で負担 (柔整の初診料については、 重度・ひとり親医療費助成のみ)	窓口 1 割負担

- ① 3歳未満の子は、世帯の町道民税の区分にかかわらず非課税世帯の区分にて助成します。
- ② ひとり親家庭等の親は、入院及び訪問看護のみ適用となります。
- ③ 訪問看護は助成区分に関係なく 1 割負担となります。
- ④ 乳幼児等については、就学後も小学生の期間は入院及び訪問看護のみ助成の対象となります。受給者証を交付しますので、入院をする時は届出ください。
- ⑤ 受給者証の提示は、重度心身障害がい者及びひとり親家庭等は道内の医療機関、乳幼児等については北後志地区及び小樽市・札幌市の一部医療機関でのみ使用できます。道外で診療を受けた場合や受給者証を提示し忘れた場合等、病院の窓口で保険証のみで受診した時は、申請すると差額分が助成されます。

◆ 問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121